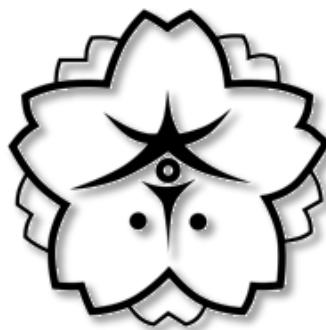


# 奈良市危機管理指針

## (第8版)



令和2年10月28日  
奈 良 市

## 目 次

<b>第1章 総 則</b>	1
第1節 目 的	
第2節 危機の定義	
<b>第2章 各種危機への対応のための全般指針</b>	4
第1節 全般指針	
第2節 個別の対応計画等	
第3節 異なる危機が同時に発生した場合などへの対応	
<b>第3章 その他の危機への対応</b>	5
～ 多数の市民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある事件・事故等 ～	
第1節 全 般	
第2節 危機管理体制	
1. 危機管理体制の整備	
2. 危機発生時等の危機対応組織	
第3節 事前対策	
1. 危機管理体制の整備	
2. 危機対応マニュアルの整備	
3. 訓練、研修等の実施	
4. 資機材等の準備	
5. 関係機関等との連携	
6. 情報収集体制の整備	
7. 早期覚知のための監視体制	
第4節 危機発生後の対応	
1. 情報収集及び処理体制	
2. 初動対応	
3. 活動体制確立後の対応	
4. 現地対策本部の設置	
5. 市民への情報提供	
第5節 事後対策	

## 文書の新規発行・改正

(作成部署：危機管理課)

版数	改正・施行年月	改正の内容等
第1版	平成19年 6月	策 定(新規発行)
第2版	平成21年 4月	改 正
第3版	平成23年11月	改 正
第4版	平成24年 4月	改 正
第5版	平成25年 4月	改 正
第6版	平成30年 4月	改 正
第7版	令和 元年 6月	機構改革に伴う改正
第8版	令和 2年10月	全面改正

## 第1章 総 則

### 第1節 目 的

この指針は、本市における危機管理に関する基本的事項を定めることにより、危機に対し総合的かつ効果的に対処し、市民（通勤通学者、観光客等の市民以外の者を含む。以下同じ。）の生命、身体及び財産に及ぼす被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

### 第2節 危機の定義

#### 1. 全 般

本指針の対象とする危機とは、「多数の市民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態」をいう。

本指針においては、この危機を、「災害」、「武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害（以下、「武力攻撃災害等」という。）」、「新型インフルエンザ等感染症及び新感染症（以下、「新型インフルエンザ等」という。）の発生」及び「その他の危機」の4つの種別に分類する。

#### 2. 災 害

災害とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号で定められている「暴風、竜巻、豪雨、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象及び大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害」をいう。ただし、本市の特性上、高潮、津波及び噴火については除外する。

#### 3. 武力攻撃災害等

##### (1) 武力攻撃災害

武力攻撃災害とは、武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第2条第4項で定められている「武力攻撃により直接又は間接に生じる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害」をいう。

###### ① 武力攻撃

武力攻撃とは、我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。

###### ② 武力攻撃事態等

武力攻撃事態等とは、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。

###### ③ 武力攻撃事態

武力攻撃事態とは、武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。

④ 武力攻撃予測事態

武力攻撃予測事態とは、武力攻撃事態には至っていないが、事態が切迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。

(2) 緊急対処事態における災害

緊急対処事態における災害とは、国民保護法第183条の表に定められている「武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生じる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害」をいう。

○ 緊急対処事態

緊急対処事態とは、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第1号に定められている「武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日、対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なもの」をいう。

#### 4. 新型インフルエンザ等の発生

(1) 新型インフルエンザ等感染症

新型インフルエンザ等感染症とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第7項で定められている次の疾病をいう。

① 新型インフルエンザ

新型インフルエンザとは、新たに人から人に伝染する能力を有することになったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

② 再興型インフルエンザ

再興型インフルエンザとは、かつて世界的規模で流行したインフルエンザであって、その後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大半が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

## (2) 新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項で定める人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染症の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の症状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

## 5. その他の危機

その他の危機とは、重要凶悪事件、銃・凶器を持った犯人等の逃走事件、鉄道・自動車・航空機などに係る大規模な事故、大規模な食中毒、危険動物の徘徊等、上記の「災害」、「武力攻撃災害等」及び「新型インフルエンザ等の発生」以外の「多数の市民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある事件・事故等」をいう。

### ○ 表1－1 「想定されるその他の危機の具体的な態様」

- ・ 本市内及び近隣地域における重要凶悪事件等の発生
- ・ 子どもや障害者等社会的弱者への被害拡大が想定される重大事件
- ・ 鉄道や自動車などが関係する大規模事故
- ・ 危険物、ガス、毒劇物、火薬類の流出
- ・ 水源地の汚染、食品の安全に関する重大な懸念の発生
- ・ 重大な農畜伝染病の発生
- ・ 毒劇物、放射性物質等の大量盗難
- ・ 建物の大規模な崩壊事故
- ・ 市管理施設内における重大な事件・事故の発生
- ・ ライフライン（電気、ガス、水道等）に係る異常事態の発生
- ・ その他、多数の市民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある事件・事故等

## 第2章 各種危機への対応のための全般指針

### 第1節 全般指針

前章において4種類に分類した危機のうち、「災害」、「武力攻撃災害等」及び「新型インフルエンザ等の発生」への対応に当たっては、法律に基づき策定したそれぞれの個別の対応計画に従い対応するものとし、「その他の危機」への対応に当たっては、本指針第3章「その他の危機への対応」に従い対応するものとする。

### 第2節 個別の対応計画等

個別の対応計画等については、表2-1のとおりである。

表2-1 危機の分類と対応計画

危機の分類	対応計画
災害	奈良市地域防災計画 等
武力攻撃災害等	奈良市国民保護計画
新型インフルエンザ等の発生	奈良市新型インフルエンザ等対策行動計画
<u>その他の危機</u> ：多数の市民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ又は生じるおそれがある事件・事故等	本指針第3章「その他の危機への対応」

### 第3節 異なる危機が同時に発生した場合などへの対応

異なる危機が同時に発生した場合については、当時の状況に即して、優先順位を明確にした上で、その状況に適合させつつ、個別の計画を組み合わせて対応するものとする。

また、危機の発生当初にあって、その危機が如何なる原因によって発生したものであるかが不明な場合は、本指針第3章「その他の危機への対応」に基づき初動対処を行い、危機の内容が明らかになった段階で、速やかに、適合する対応計画による対応に移行するものとする。

## 第3章 その他の危機への対応

～ 多数の市民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある事件・事故等 ～

### 第1節 全般

本章は、「その他の危機」、すなわち、「多数の市民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある事件・事故等」への対応に当たっての基本的事項を定めるものである。

### 第2節 危機管理体制

#### 1. 危機管理監及び各部局等の責務

##### (1) 危機管理監の責務

- ① 危機管理監は、市長の命を受け、危機管理に係る施策に関する事務を統括する。
- ② 危機管理監は、発生した危機の所管部局が明確であっても、緊急性が高く、被害が大規模で、社会的影響が大きく全庁的な対応が必要な危機が発生した場合は、総合調整を行うとともに危機対策本部の設置を市長に意見具申する。
- ③ 危機管理監は、発生した危機の所管部局が不明確な場合又は所管部局が複数ある場合は、関係部局間の調整を行う。
- ④ 危機管理監は、所管部局の危機への対処について必要な支援・協力を行う。

##### (2) 各部局の責務

- ① 各部局は、表1－1「想定される危機の具体的な態様」を踏まえ、奈良市行政組織条例等に定める各部局の分掌事務に関する想定される危機への対応要領を平素から検討するとともに、危機対応マニュアルを作成するものとする。

危機対応マニュアルの作成に当たっては、市民の人権の尊重及びプライバシーの保護並びに子ども、高齢者、障害者への対応などに十分配慮するとともに、定期的に見直しを行い、実効性の向上を図るものとする。

- ② 各部局が作成する危機対応マニュアルは、「多数の市民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある事件・事故等」よりも軽微なものを含めて、市民の安全・安心に係る幅広い事象を対象とするものとする。

- ③ 各部局は、危機の発生に当たっては、危機対応マニュアルに基づき、関係部局及び関係機関等と連携して当該事態に対処する。

軽微なものを含め、担当部局のみで対応できるものは、担当部局が対応するものとする。

- (4) 各部局は、発生した危機の所管部局が複数ある場合には、危機管理監の指導監督のもと、主たる所管部局（主管部局）が総合調整を行い、危機対応マニュアルに基づき、危機管理監（危機管理課）、関係部局及び関係機関等と連携して当該事態に対処する。

### (3) 職員の責務

職員は、担当する事務について常に起こり得る危機を想定し、その対応策を検討するとともに、危機対応マニュアル等を確認し、訓練や研修を通じて必要な知識の習得に努め、危機管理能力の向上に努めなければならない。

### (4) 想定される危機の態様に応ずる所管部局

表3－1 想定される危機の具体的な態様に応ずる所管部局

危機の具体的な態様	所管部局
本市内及び近隣地域における重要凶悪事件等の発生	危機管理監(主管)
子どもや障害者等社会的弱者への被害拡大が想定される重大事件	子ども未来部 福祉部、教育部 消防局
鉄道や自動車などが関係する大規模事故	危機管理監(主管) 消防局
危険物、ガス、毒劇物、火薬類の流出	健康医療部(主管) 環境部、消防局
水源地の汚染に関する重大な懸念の発生	企業局
食品の安全に関する重大な懸念の発生	健康医療部
重大な農畜伝染病の発生	観光経済部
毒劇物、放射性物質等の大量盗難	健康医療部(主管) 環境部
建物、道路、橋りょうなどの大規模な崩壊事故	建設部(主管) 都市整備部
市管理施設内における重大な事件・事故の発生	所管部局
ライフライン（上下水道）に係る異常事態の発生	企業局
ライフライン（電気、ガス等）に係る異常事態の発生	危機管理監(主管) 建設部
その他、多数の市民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある事件・事故等	危機管理監

## 2. 危機発生時等の危機対応組織

### (1) 全般

危機が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その規模、社会的影響等を勘案し、所管部局ごとに対応するか、又は、危機対策本部を中心とした全庁的な危機対応体制のなかで対応するかを決定する。

### (2) 部局ごとの対応

危機が発生した場合で全庁的な対応に至らないときは、表3－1「想定される危機の具体的な態様に応ずる所管部局」に示す所管部局が、危機対応マニュアルに基づき、関係部局及び関係機関等と連携して当該事態に対処する。

軽微なものを含め、担当部局のみで対応できるものは、担当部局が対応するものとする。

### (3) 危機対策本部の設置

危機へ対処し、又はその発生を防止するため、市長が必要であると認める場合、危機対策本部を設置する。

市長を本部長、副市長を副本部長として、平素の行政組織を基本に組織する。

危機対策本部は、構成員を次のとおりとし、本庁舎北棟2階第16会議室に設置する。

表3－2 危機対策本部の構成員

本 部 長	市 長
副 本 部 長	副市長
危 機 管 理 監	危機管理監
主 管 本 部 員	所管部局長
本 部 長 付	教育長、企業局長、法令遵守監察監、最高情報統括責任者（C I O）、消防局長
本 部 員	総合政策部長、総務部長、市民部長、福祉部長、子ども未来部長、健康医療部長、環境部長、観光経済部長、都市整備部長、建設部長、教育部長、企業局経営部長、企業局事業部長（主管本部員を除く。）
事 務 局	所管課（危機管理課が支援）

### 第3節 事前対策

#### 1. 危機管理体制の整備

危機管理監（危機管理課）は、危機の発生の未然防止や円滑な対応に資するため、他市等で発生する又は想定される危機についての調査・研究を行うとともに、全庁的な危機管理体制の整備を行う。

また、継続的に「想定される危機」の抽出・整理を行うとともに、必要がある場合は、本指針を見直して、その実効性の向上を図る。

#### 2. 危機対応マニュアルの整備

##### (1) 各部局危機対応マニュアルの作成

各部局は、円滑な危機対応を行うため、本指針に従い、各部局における情報連絡体制及び初動対処体制を含めた危機対応マニュアルを作成する。特に発生するおそれが高く、また、激甚な被害が発生するおそれがある危機については、個別の危機対応マニュアルを作成し、具体化を図る。

##### (2) 各部局危機対応マニュアルの改善

各部局は、作成した危機対応マニュアルについて、定期的に組織改正、人事異動等に伴う修正を加えるとともに、本市又は他市等における訓練や実際の危機対応から得られた教訓等を基に、必要に応じて点検・修正を行うものとする。

##### (3) 職員への周知及び危機管理監への報告

各部局は、情報連絡体制、危機対応マニュアルの作成・見直しを行った場合には、所属職員、関係他部局及び関係機関等に周知するとともに、速やかに危機管理監に報告するものとする。

#### 3. 訓練、研修等の実施

危機発生時に事態に迅速かつ的確に対応するためには、その危機から発生する被害等をできる限り具体的にイメージし、刻々と変化する事態に柔軟に対応することが重要である。

各部局は、効果的な危機対応を行うため、本指針及び各部局が作成する危機対応マニュアルに基づく研修・訓練を実施し、危機対応業務の習熟を図るとともに、危機対応マニュアルの検証・改善を行うものとする。

全庁的な訓練については、危機管理監（危機管理課）が企画して、行うものとする。

#### 4. 資機材等の準備

各部局は、想定する危機発生時の応急対策に必要な資機材等を計画的に整備する。また、あらかじめ保管することに支障のある資機材等については、危機発生時に円滑に調達できるような体制を整備しておく。

#### 5. 関係機関等との連携

各部局は、想定する危機発生時に迅速かつ的確に対応するため、危機発生における活動や連絡等に関して、奈良県、奈良県警察本部・関係警察署、消防機関、医療機関、報道機関、自主防災・防犯組織などの関係機関等と日頃から連携を密にするとともに、事前に協定を締結するなど、協力体制を確立しておくものとする。

特に発生するおそれが高く、また、激甚な被害が発生するおそれがある危機については、事前協議等を行い、協力体制を強化するものとする。

#### 6. 情報収集体制の整備

各部局は、特に発生するおそれが高く、また、激甚な被害が発生するおそれがある危機については、情報収集先の機関等を事前にリストアップするとともに、緊急時の連絡手段、連絡先等について、確認するものとする。

また、現場等への職員の派遣、地域パトロール等を行う際には、可能な限り市民等からの情報の収集に努めるものとする。

#### 7. 早期覚知のための監視体制

各部局は、所管事業に関し、危機の前兆の早期覚知に努めるとともに、事態の進展に伴い、危機に発展するおそれのある情報や、危機の発生が確認されていない場合であっても、危機の発生を疑わせる情報を入手した場合には、速やかに、市長、副市長に報告するとともに、危機管理監に連絡するものとする。

## 第4節 危機発生後の対応

### 1. 情報収集及び処理体制

危機発生時に迅速かつ的確に危機対応を行うためには、速やかに危機の概要を把握し、必要な対応の内容を決定することが重要であることから、危機の発生を覚知した場合には、危機情報の収集に全力を挙げるものとする。

また、危機対応時には、当初の対応方針に関わらず、状況の変化に応じ、臨機応変な対応が必要な場合があることから、危機情報の共有を確実に行うものとする。

#### (1) 特に重要な情報

- ① 市民の生命、身体又は財産への影響度及び緊急性に関する情報
- ② 事態拡大の可能性に関する情報
- ③ 社会的な影響に関する情報
- ④ 応急対策活動上必要となる情報

#### (2) 情報の収集

情報の収集に当たっては、「5 W 1 H (When:いつ、Where:どこで、Who:誰が、What:何を、Why:なぜ、How:どのように)」を基本に収集して、速やかに報告する。

なお、危機の内容、その時点での状況により、収集すべき情報は、変化することも想定されるが、危機発生直後に収集すべき情報には、次のようなものが考えられる。

表3－3 危機発生直後に収集すべき情報の例

情報の区分	主な情報の内容
人命に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 死者、負傷者（特に重体・重傷者）の発生状況</li> </ul>
被害拡大の可能性に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事件、犯罪等の広がりの可能性</li> <li>・ 火災発生状況（特に延焼拡大の危険性）</li> <li>・ 二次災害の発生、又はその可能性に関する情報</li> <li>・ 危険物、ガス等の漏洩拡大の可能性に関する情報</li> <li>・ 不特定多数の市民等がいる場所での被害拡大の可能性に関する情報</li> </ul>
社会的な影響に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 報道の可能性</li> </ul>
応急対策活動上必要となる情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市本庁舎等災害活動拠点の被害状況</li> <li>・ 重要な道路、橋りょう等の被害（使用可能な道路）</li> <li>・ その他重要な施設の被害と使用の可能性（防災拠点施設、ヘリポート候補地等）</li> </ul>

### (3) 情報の整理・記録

所管部局等及び危機対策本部事務局は、収集した情報を、次の項目に区分して、整理・記録することとする。

- ① 内容（危機の状況、本市の対応状況）
- ② 情報源（内部情報、関係機関情報、市民情報、マスコミ情報）
- ③ 収集時間
- ④ 報告の要・不要の区分、報告先、報告の緩急区分等
- ⑤ 対応状況
- ⑥ 担当者

### (4) 情報の伝達及び報告

#### ① 一般的な事項

報告事項等重要な情報の伝達は、文書をもって行うことを原則とするが、緊急時においては、口頭によって行い、じ後、文書化するものとする。

情報の伝達を行う文書には、内容に加え、次の事項を明記するものとする。

- ・ 発信元（発信部局）
- ・ 発信者（役職、担当者名）
- ・ 収集時刻及び通報時刻
- ・ 情報の収集元（情報源）及び収集手段（覚知手段）

#### ② 危機管理監への報告

所管部局長は、危機が発生した場合、又は危機が発生する可能性が高い場合には、その内容を速やかに、危機管理監に報告するものとする。

#### ③ 市長・副市長への報告

所管部局長から報告された情報は、必要に応じ、所管部局長と危機管理監が協議の上、市長・副市長に報告するものとする。

### (5) 情報の集約及び分析

#### ① 所管部局における情報の集約及び分析

所管部局は、危機管理情報を集約し、適切に管理するとともに、その情報を分析して、市民の生命、身体又は財産への影響度及び緊急性、被害拡大の可能性、社会的な影響度、応急対策活動への影響などを明らかにする。

#### ② 危機対策本部における情報の集約及び分析

危機対策本部事務局では、クロノロジー等を活用しながら、所管部局から報告された危機管理情報を集約し、適切に管理する。

また、収集した情報及び所管部局の分析結果に基づき、市民の生命、身体又は財産への影響度及び緊急性、被害拡大の可能性、社会的な影響度、応急対策活動への影響などを判断する。

#### (6) 情報の共有

報告された危機管理情報は、所管部局から、各部局等に伝達する。この際、  
庁議メンバー（奈良市庁議規程（昭和40年奈良市訓令甲第5号）第3条に規定する者をいう。）間の情報共有については、LINEワープラスを活用する。

また、危機対策本部の設置後は、本部会議において情報の共有を図るものとする。

#### (7) 情報の取扱いに当たっての留意事項

情報の取扱いに当たっては、個人情報の取扱い（プライバシーの保護）、市民の人権の尊重及び子ども、高齢者、障害者などへの十分な配慮に留意するものとする。

### 2. 初動対応

#### (1) 所管部局等の対応

所管部局等は、本指針及び各部局の危機対応マニュアル等に基づき、事態の収拾及び被害軽減のため、所管部局等において可能な対応について検討して、積極的な初動対応を実施する。

また、市民の生命、身体又は財産への影響度及び緊急性、被害拡大の可能性、社会的な影響度などを判断して、危機管理監に連絡するとともに、危機管理監と協議の上、必要な場合は、市長・副市長に事態の概要を報告するものとする。

#### (2) 危機管理監の対応

危機管理監は、所管部局等からの報告を受けた後、速やかに、市民の生命、身体又は財産への影響度及び緊急性、被害拡大の可能性、社会的な影響度などを判断して、所管部局長と協議の上、必要な場合は、危機対策本部設置の要否を意見具申する。

危機対策本部を設置する場合は、所管課と危機管理課が協同して事務局を運営するよう指導監督する。

危機対策本部は、本庁舎北棟2階第16会議室に開設するものとする。

#### (3) 危機対策本部の対応

危機対策本部設置の決定後、速やかに第1回危機対策本部会議を開催し、各部局等からの報告、関係各課・機関等の意見などの各種情報を分析して、市民の生命、身体又は財産への影響度及び緊急性、被害拡大の可能性、社会的な影響度、応急対策活動への影響などを総合的に判断するとともに、その後の予測を行い、全体的な対処方針及び具体的な対応要領を決定する。

#### (4) 住民等の安全確保等

危機発生現場周辺において、市民の生命、身体又は財産に被害が生じ、又は、生じるおそれがある場合には、市民に対し、状況と避難場所等必要な情報を周知するとともに、市民の安全確保のため、最善の措置を講ずるものとする。

#### (5) 関係機関との連携の確保

関係機関と情報交換を行い、連携の確保に努めるとともに、必要に応じて関係機関に職員の派遣を依頼するか、又は、本市職員を派遣する。

### 3. 活動体制確立後の対応

#### (1) 対応体制の強化

危機対策本部が、その初動対応にかかわらず、危機が継続又は拡大の様相にあると判断する場合は、危機対策本部会議において、新たな対応策を決定するとともに、対応体制の強化を図るものとする。

##### ① 新たな対応方針

被害の拡大防止のための新たな対応策は、次の場合に危機対策本部会議において決定する。

- ・ 初動対応によって危機が收拾せず、その継続が見込まれる場合
- ・ 危機が拡大の傾向にある場合
- ・ 二次被害の発生等によって、事態が大幅に悪化した場合

##### ② 体制の強化

危機対策本部及び関係部局等の体制の強化は、対応職員の増員、現地対策本部の設置、関係機関からの協力又は支援によって行う。

#### (2) 被害の拡大防止のための対応策

被害の拡大防止のための対応策は、危機の様相等により様々であり、実効性ある対応策を打ち出すことが必要となるが、その一例は、次のとおりである。

表3－4 被害の拡大防止のための対応策の一例

被害の拡大防止 のための対応策 の一例	<ul style="list-style-type: none"><li>● 休校・休園</li><li>● 通学警戒等</li><li>● 青色防犯パトロールの実施</li><li>● イベント等事業の中止</li><li>● 市民窓口の停止</li><li>● 市関連建築工事の中止</li><li>● ゴミ収集の中止</li><li>● 市関連施設の閉鎖</li></ul>
---------------------------	---

#### 4. 現地対策本部の設置

危機対策本部は、被害発生現場等における指揮及び調整の対応が必要な場合は、現地対策本部を設置して対策を実施する。

##### (1) 現地対策本部の設置基準

次のような場合には、現地対策本部を設置して対策する。

- ① 被害が甚大であり、現場での指揮が必要と認められる場合
- ② 現場の事態変化が激しく、かつ、長期にわたる可能性がある場合
- ③ 現場での対応に迅速性が要求される場合
- ④ 危機の対応に関し、関係機関との現場調整が必要な場合
- ⑤ その他、本部長が必要と認める場合

##### (2) 現地対策本部の構成

現地対策本部は、現地対策本部長と本部員で構成する。

現地対策本部長は、危機対策本部長が、危機対策本部本部員のうちから指名し、現地対策本部員は、現地対策本部長が所属する部局の職員のうちから現地対策本部長が指名する。

現地対策本部の庶務は、現地対策本部長が所属する部局の職員で行う。

#### 5. 市民への情報提供

危機発生時においては、的確なタイミングで市民への情報提供を行うことが、二次災害、風評被害等を防ぐ上で重要である。

市民への情報提供を行う際には、危機対策本部事務局が、関係部局と調整して行う。

##### (1) 市民への情報提供の内容

危機発生時には、状況の変化、進展に伴い、市民の必要とする情報が短時間で大きく変化することが考えられるほか、デマや正確な情報に基づかない予測等が氾濫し、市民に正確な情報が伝わりにくいといった状況が考えられる。

このような状況の中では、可能な限り定期的に情報を発信することが重要である。

危機の内容、その時点での状況により、提供すべき情報は、変化することが予想されるが、危機発生直後に基本となる情報提供の内容には以下のものが考えられる。

- ① 危機の状況、被害状況等の概要
- ② 二次災害の有無、又は、その可能性の有無
- ③ 本市の対応状況
- ④ 市民への要請、又は、市民がとるべき対応  
(避難の必要性、二次災害防止に関する情報)

- ⑤ ライフラインの被害状況と復旧見込み
- ⑥ 当該危機についての市民対応窓口
- ⑦ 関係者の安否情報
- ⑧ ボランティアの受け入れ情報

## (2) 市民への情報提供の方法

- ① 報道機関との連携

- 報道機関へのブリーフィング、資料提供及び放送依頼

危機発生直後は、迅速かつ広範に情報を伝えることができる媒体であるテレビ・ラジオ局（コミュニティFM局を含む。）や新聞社等の報道機関と連携して、市民への情報提供に努める。

このため、適宜に、報道機関へのブリーフィング、資料提供及び放送依頼を行う。

- 市長の緊急記者会見

状況により、市長が市民に対して直接訴えるための緊急記者会見を行う。

- 情報の管理

集約、確認が済んでいない断片的な情報が報道されると、デマや誤った予測の原因となり、また、本市そのものに対する市民の不信感にもつながることがある。こういった事態を避けるため、危機対策本部事務局等へは、部外者が安易に入りできないよう十分に管理するとともに、取扱い情報の管理にも十分に注意することが必要である。

- ② 広報車・青色パトロール等又は巡回指導員による広報

所管部局等は、危機が局地的であるなど危機の状況によっては、必要地域へ広報車・青色パトロール等を出動させ、広報を実施する。

また、感染症の発生など、詳細な説明を要する場合など、広報車・青色パトロール等による広報が不適当な場合には、関係する部局等において職員を派遣し、巡回指導・広報を行う。

- ③ 同報系防災行政無線スピーカー及び緊急告知ラジオによる放送

迅速かつ広域に情報提供するため、同報系防災行政無線スピーカー及び緊急告知ラジオによる放送を活用する。

- ④ 周知チラシ等による広報

複雑な情報をわかりやすく、的確に市民に伝えるためには、文字情報等として伝達することも必要である。

主要駅前や大型商業施設等における周知チラシの配布等による情報提供は、詳しい情報を提供したり、市民が読み返したりできるなどの長所があることから、このような媒体の特性を生かしながら、的確な広報に努める。

⑤ 消防の屋外情報表示盤やデジタル・サイネージ等による広報

緊急情報を文字等により表示することが可能な消防の屋外情報表示盤やデジタル・サイネージ等を有効に活用して、市民への情報提供を行う。

⑥ 本市ホームページ及びSNSによる情報発信

本市ホームページ、公式Twitter、危機管理課Twitter、Y a h o o !防災速報アプリ、防災情報メール等を活用して、市民へ素早くかつ広く情報を提供する。

⑦ 自主防災・防犯組織等関係機関・団体などへの連絡

B i z F a x や電話などにより、自主防災・防犯組織等関係機関・団体などに対して、早期かつ漏れなく連絡を行う。

⑧ コールセンターの活用

⑨ 職員ポータルや庁内放送などによる職員への周知

⑩ ヘリの利用

危機の状況によっては、防災ヘリ及び警察ヘリによる空中からの放送を県に要請する。

(3) 危機対策本部が設置されない場合における市民への情報提供

危機対策本部が設置されない場合の市民への情報提供は、危機の状況に応じ、各所管部局が主体となり、関係部局と調整の上、緊急性の高いものを提供する。

## 第5節 事後対策

### 1. 復旧・復興の推進

各部局は、市民生活や地域の社会経済活動への影響を最小限に抑えるため、関係機関等と連携して、円滑な復旧・復興の推進を図る。

### 2. 再発防止

各部局は、危機の発生原因を究明し、実施した事前対策及び危機発生後の対応の内容について検証し、課題を整理した上で、再発防止策を検討する。

### 3. 本指針及び危機対応マニュアルの見直し

危機管理監は、最新の危機管理情勢、他自治体等での新たな教訓、政府等の動向などを常に情報収集しつつ、各種の訓練の成果や危機に対して実施した対策の検証などを、逐次、P D C A (計画策定:Plan、訓練等の実施:Do、点検・検証:Check、改訂・見直し:Action) により、不斷の計画の実効性向上を図る。

各部局は、危機に対して実施した対策の検証を踏まえ、社会事情や個別状況に即した危機対応マニュアルの不断の見直しを行う。